

寄 附 行 為

財団法人 三越厚生事業団

(設立 昭和22年4月28日)

財団法人三越厚生事業団寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、財団法人三越厚生事業団という。

(事務所)

第 2 条 本法人は、事務所を東京都新宿区西新宿一丁目 2 4 番 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本法人は、公衆の健康な生活の維持増進をはかるための諸活動を行うことにより、保健衛生水準の向上に寄与し、もって社会公共の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活習慣病の予防、診断、治療に関する研究事業
- (2) 生活習慣病その他重要な疾病の予防及び健康の保持増進に関する事業
- (3) 生活習慣病その他重要な疾病の予防、診断、治療に関する助成
- (4) 健康の保持増進のための援助事業
- (5) 保健衛生思想の普及
- (6) 診療施設の設置運営
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第 5 条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 財産から生ずる収入
 - イ 寄附金品

- ウ 事業に伴う収入
- エ その他の収入

(財産の種別)

第6条 本法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公社債その他安全確実な有価証券に替えて、理事長が保管しなければならない。

(基本財産の処分制限)

第8条 本法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、理事会において議決を経なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立し

た収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 本法人の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後2箇月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、計算書類に対する注記及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第13条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、東京都知事に届出なければならない。

(会計年度)

第14条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(役員の種別及び定数)

第15条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5人以上7人以内

(2) 監事2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人を常務理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事の構成は、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者)、特定の企業の関係者の数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員の職務)

第17条 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長

が欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は東京都知事に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求又は招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、任期は、就任後2回目の会計年度における事業報告及び収支決算に関する理事会及び評議員会の終了のときまで延長、若しくは短縮するものとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現任数及び評議員現任数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第21条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(開催)

第23条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、第17条第4項第4号の監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(設置)

第30条 本法人の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第31条 評議員会は、評議員10人以上16人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 第16条第3項の規定は、評議員に準用する。この場合において「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第32条 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第33条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、本法人の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事並びに理事会で必要と認めた事項について、あらかじめ評議員会

に諮問しなければならない。

(招 集)

第34条 評議員会は、第17条第4項第4号の監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第35条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第26条から第29条までの規定は、評議員会に準用する。

この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会は、その事項に係る役員及び顧問の出席を求め、意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第36条 評議員には、費用を弁償することができる。

第 6 章 顧 問

(設 置)

第37条 本法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会において推薦し、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

(職 務)

第38条 顧問は、本法人の事業について、理事長の諮問に応じて助言を行う。

(任 期)

第39条 顧問の任期は、2年とする。

(費用弁償)

第40条 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 4 1 条 本寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 4 2 条 本法人は民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都知事の許可を得て解散する。

2 本法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、東京都知事の許可を得て、本法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附する。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 4 3 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 4 4 条 職員の任免は、理事長が行う。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 4 5 条 本寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

昭和22年	4月28日	設立の許可
昭和32年	5月17日	寄附行為一部変更認可
昭和36年	5月17日	寄附行為一部変更認可
昭和43年	12月12日	寄附行為一部変更認可
昭和47年	5月12日	寄附行為一部変更認可
昭和48年	2月13日	寄附行為一部変更認可
昭和50年	6月10日	寄附行為一部変更認可
昭和50年	8月28日	寄附行為一部変更認可
昭和52年	7月15日	寄附行為一部変更認可
昭和57年	8月11日	寄附行為一部変更認可
昭和57年	12月23日	寄附行為一部変更認可
昭和58年	12月19日	寄附行為一部変更認可
昭和60年	12月2日	寄附行為一部変更認可

附 則

1. この変更した寄附行為は昭和61年1月1日より施行する。
2. この変更した寄附行為の施行以前に就任した役員及び評議員の任期は、変更前の寄附行為第10条第4項の規定にかかわらず、昭和60年会計年度における事業報告及び収支決算に関する理事会及び評議員会の終了のときまでとする。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成4年10月1日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成16年3月31日）から施行する。
2. この寄附行為の施行の際に役員又は評議員であるものの任期は、改正後の第18条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、平成15年度の会計年度における事業報告及び収支決算に関する理事会及び評議員会の終了する時までとする。